

雇用関係助成金の 郵送受付に関するお願い

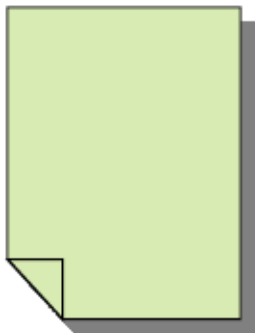
雇用関係助成金の申請を郵送により行う事業主等の皆様におかれましては、以下の点について、ご留意いただくようお願いいたします。

■ご注意ください

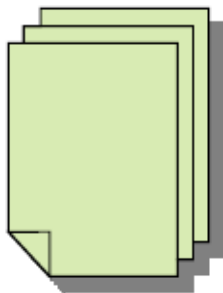
- ❑ **申請期限内に助成金センター・ハローワークへ到達しない場合は、「不受理」となります。**
- ❑ 郵便事故防止のため**特殊取扱郵便（簡易書留や特定記録）等により送付**してください。
- ❑ 申請書送付の際は、必ず**事業所控えをとったうえで**郵送してください。申請書を**受理**(内容を確認し、正式に届出として認定)**した後は控えをお渡しすることができません**のでご注意ください。受付印を押印した申請書の控えが必要な場合は、**特殊取扱郵便（簡易書留や特定記録）**で郵送しますので、**当該料金分の切手を貼付した返信用封筒等を同封**してください。
なお、**料金受取人払の封筒**(郵便局で書留、特定記録のオプションサービスを付帯していない封筒)を同封する場合は、書留、特定記録分の切手を貼付してください。
- ❑ 申請書類に不備がある場合、「不受理」として返却させていただくことがあります。

< 郵送する際に同封する書類 >

1 申請書



2 申請に伴う
各種添付書類



角 2 封筒

切手

(申請する助成金名) 申請書類在中
簡易書留 など

〒950-0965

新潟労働局職業対策課
助成金センター 宛
新潟市中央区新光町 16-4
荏原新潟ビル

- ※ 特殊取扱郵便等により送付してください。
- ※ 『(申請する助成金名) 申請書類在中』と朱書きしてください。

